

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011仙第9号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年1月23日（日） 07時30分ごろ	
発生場所	青森県三沢市三沢漁港北東方沖 三沢市所在の三沢港内東防波堤灯台から真方位067° 5,800m付近 (概位 北緯40° 42.0′ 東経141° 30.1′)	
事故等調査の経過	平成23年1月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 遊漁船 第二十一^{ちようらん}長 運丸、9.1トン AM2-6408（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 第八^{はまよし}濱慶丸、4.8トン AM3-21151（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 球状船首部に擦過傷</p> <p>B 船尾外板に亀裂及び破口</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、約4ノットの速力で北進した。</p> <p>船長Aは、釣り場を決めるため、魚群探知機の画面に注意を向けており、前方で漂泊しているB船に気付かなかった。</p> <p>B船は、船長Bほか2人が乗り組み、船首を北に向けて漂泊し、前部甲板で刺し網漁の揚網作業を行っていた。</p> <p>船長Bは、操業中なので接近する他船はいないと思い、A船が船尾方から接近していることに気付かずに揚網作業を続けていた。</p> <p>両船は、平成23年1月23日07時30分ごろ、三沢漁港北東方沖において、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は北進中、B船は漂泊中、三沢漁港北東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、釣り場を決めるため、魚群探知機の画面に注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、B船が漂泊していることに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、操業中に接近する他船はいないと思</p>

	い、揚網作業を行っていたことから、船尾方を航行していたA船と接近したものと考えられる。
原因	本事故は、三沢漁港北東方沖において、A船が北進中、B船が漂流中、船長Aが適切な見張りを行わず、また、船長Bが揚網作業を行っていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見張りの妨げとなる行為は行わないこと。